

げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 森林整備促進緊急対策事業（第3条—第7条）

第3章 ポストコロナチャレンジ促進事業（第8条—第13条）

第4章 観光地づくり・高付加価値化事業（第14条—第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格の高騰に伴う燃料費及び光熱費の上昇並びに物価高騰により経済的損失を受けた本市の林業事業者、中小企業者及び個人事業者等がこれらの社会情勢を乗り越えるための前向きな事業を継続して行うための緊急支援措置として、設備等の導入（購入による場合に限る。以下同じ。）又は施設改修等の実施に要した費用の一部を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）認定林業事業者 三重県知事が認定する林業事業者をいう。
- （2）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。
- （3）施設改修等 本市の区域内（以下「市内」という。）にある次のアからエまでのいずれかの目的に利用される施設（住宅又は事務所として供する部分を除く。）であって、新型コロナウイルス感染症が収束した後の観光客誘致及び本市の観光産業の活性化を図ることを目的として実施する観光客にとって有益となる施設の改修、設備の導入又は施設備品の購入のうち、市長が認めるもの（市内に事業所を有する者から行った改修又は購入に限る。）をいう。

ア 本市ならではの自然体験、レクリエーション又は食に関する体験のために利用される施設

イ 飲食店

ウ 本市の特産品を取り扱う土産物屋

エ 宿泊施設

第2章 森林整備促進緊急対策事業

(補助金の交付対象)

第3条 森林整備促進緊急対策事業補助金（以下この章において単に「補助金」という。）の交付の対象となる者は、市内の人工林で間伐又は皆伐を実施し、令和3年4月1日から第5条の規定による申請を行う日までの間に、当該人工林から市場等に累計10トン以上の木材搬出を行う者で、次に掲げる効果を発揮するために、燃費の向上又は業務の省力化に資すると認められる15万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以上の林業機械等（補助金と同様の他の助成金等（この要綱に基づくものを含む。）を受けて導入したものを除く。）を市内に事業所を有する事業者から導入をする林家又は認定林業事業体とする。

- (1) 生産性の向上
- (2) 安全性の向上
- (3) 作業環境の改善
- (4) 技術力の向上
- (5) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人
- (2) 政党その他の政治団体
- (3) 宗教法人（特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する団体を含む。）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (5) 名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成30年告示第62号）第2条第9号に規定する暴力団関係者又は同条第10号に規定する暴力団関係法人等に該当する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項に規定する林業機械等の導入に要する費用の額に3分の2を乗じて算出した額（当該額が50万円を超える場合にあっては、50万円。）

(1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金交付申請書兼請求書（森林整備促進緊急対策事業）（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、令和4年8月19日から令和5年1月10日までの間に市長に提出する方法により、申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により通知するものとする。

(1) 交付する旨の決定 げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金交付決定通知書(森林整備促進緊急対策事業) (様式第2号)

(2) 交付しない旨の決定 その旨及びその理由を記載した書面

2 市長は、前項第1号に掲げる決定(以下この章において「交付決定」という。)をした者から請求があったときは、当該交付決定により確定した補助金を口座振込により交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、交付決定をした者が規則第20条に規定する事項に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第3章 ポストコロナチャレンジ促進事業

(補助金の交付対象)

第8条 ポストコロナチャレンジ促進事業補助金(以下この章において単に「補助金」という。)の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者又は個人事業者(主たる収入が事業所得であるものに限る。以下この章において同じ。)とする。

(1) 市内に主たる事業所を有し、又は本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 令和4年8月18日時点で事業を実施しており、今後も継続の意思がある者であること。

(3) 市税を滞納していないこと(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により徴収猶予を受けている場合を含む。))。

(補助対象経費)

第9条 補助金の交付の対象となる経費(以下この章において「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれか又はその両方に該当する経費(補助金と同様の他の助成金等(この要綱に基づくものを含む。))を受けて導入をしたものに係る経費、経常的な経費、消費税及び地方消費税に係る経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、直接その本来の事業の用に供さないものの導入に係る経費、公金の使途として社会通念上適切でない経費並びに15万円に満たない経費を除く。)とする。

- (1) エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に定める様式による統一省エネルギーが表示されている製品を市内の販売店から導入をするために要する経費
- (2) 原油価格又は物価の高騰に対応するため、コスト削減、業務改善、新たな収益等の効果を目指す取組において必要な設備等を販売店から導入をするために要する経費
(補助金の額)

第10条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて算出した額（当該額が50万円を超える場合にあっては、50万円。）（1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金交付申請書兼請求書（ポストコロナチャレンジ促進事業）（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して、令和4年8月19日から令和5年1月10日までの間に市長に提出する方法により、申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により通知するものとする。

- (1) 交付する旨の決定 げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金交付決定通知書（ポストコロナチャレンジ促進事業）（様式第4号）
- (2) 交付しない旨の決定 その旨及びその理由を記載した書面

2 市長は、前項第1号に掲げる決定（以下この項において「交付決定」という。）をした者から請求があったときは、当該交付決定により確定した補助金を口座振込により交付するものとする。

(準用)

第13条 第3条第2項及び第7条の規定は、補助金について準用する。

第4章 観光地づくり・高付加価値化事業

(補助金の交付対象)

第14条 観光地づくり・高付加価値化事業に係る補助金（以下この章において単に「補助金」という。）の交付の対象となる者は、三重県の飲食事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」実施要綱（令和3年5月11日）又は観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」実施要綱（同年6月30日）の規定による認証を受けている市内の施設を有する者（市内に事業所を有する者に限る。）とする。

(補助対象経費)

第15条 補助金の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、施設改修等に要する経費（補助金と同様の他の助成金等（この要綱に基づくものを含む。）を受けて施設改修等をしたものに係る経費、経常的な経費、消費税及び地方消費税に係る経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、直接その本来の事業の用に供さないものの施設改修等に係る経費並びに公金の使途として社会通念上適切でない経費を除く。）とする。

（補助金の額）

第16条 補助金の額は、補助対象経費の額（当該額が20万円を超える場合にあっては、20万円）

（申請）

第17条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金交付申請書兼請求書（観光地づくり・高付加価値化事業）（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して、令和4年8月19日から令和5年1月10日までの間に市長に提出することにより、申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第18条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により通知するものとする。

（1）交付する旨の決定 げんきの産業息吹くまちなばり創出事業補助金交付決定通知書（観光地づくり・高付加価値化事業）（様式第6号）

（2）交付しない旨の決定 その旨及びその理由を記載した書面

2 市長は、前項第1号に掲げる決定（以下この項において「交付決定」という。）をした者から請求があったときは、当該交付決定により確定した補助金を口座振込により交付するものとする。

（準用）

第19条 第3条第2項及び第7条の規定は、補助金について準用する。

第5章 雑則

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日以降に行った設備等の導入又は施設改修等について適用する。